

適用除外制度

屋外広告物は極めて広い概念であり、原則として全ての屋外広告物が規制の対象となりますが、社会生活を営むうえで必要最小限な広告物等の一定の基準を充たすものについては、許可や表示禁止の対象としない「適用除外制度」を設けています。

1 特別規制地域等、普通規制地域等に許可を受けずに表示できるもの

広告物に区分		基準	第一種特別 規制地域等	第二種特別 規制地域等	普通規制地域等
法令による広告			表示可能		
選挙運動用広告			表示可能		
公益施設 寄贈者名広告		表示事項	寄贈者の氏名等、寄贈年月日、寄贈目的等		
		表示面積	当該施設等の外郭線内の面積 1/20 の以下かつ 0.5 m ² 以下		
公共広告			表示可能 (5 m ² 以上 (庁舎は 50 m ²) は届出必要)		
一時広告 (冠婚葬祭等、催物)			表示可能		
人、動物、船舶等			表示可能		
自己用広告		表示面積	総量が 5 m ² 以下	総量が 15 m ² 以下	
		高さ	敷地内の建物の高さの 6/5 以下	敷地内の建物の高さの 3/2 以下	
		色彩	彩度 8 以下	彩度 12 以下	
管理用広告		表示事項	管理者の氏名等、連絡先、管理のための注意事項		
		表示面積	5 m ² 以下		
		色彩	彩度 8 以下	彩度 12 以下	
公共目的 広告	道標	表示面積	1 面が 1 m ² 以下	1 面が 1 m ² 以下	
		色彩	彩度 8 以下	彩度 12 以下	
	案内 図版	表示面積	1 面が 2 m ² 以下	1 面が 2 m ² 以下	
		色彩	彩度 8 以下	彩度 12 以下	
自動車・電車広告		表示面積	総量が 5 m ² 以下		
非営利広告 (表示期間 15 日以内)		表示事項	表示不可	表示不可	氏名、住所、期間
		表示面積			はり紙等 1 m ² 以下 立看板等 2 m ² 以下